令和5年3月31日 告示第143号

改正 令和5年6月12日告示第270号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギーに関する機器等を導入する者に対し、久喜市ゼロカーボン推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則(平成22年久喜市規則 第59号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。 (補助対象者)
- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の全ての要件 を満たす者とする。
 - (1) 自己の主たる用のために、次条に規定する補助対象事業を実施する個人であること。
 - (2) 第11条に規定する実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、本市の住民 基本台帳に記録されている者であること。
 - (3) 補助対象者及び生計を一にする者が、市税を滞納していないこと。 (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は次の各号に掲 げる事業とし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 省エネ設備設置事業 補助対象者が、自己の主たる居住の用に供する市内の住宅又は市内に新築する住宅において、別表に掲げる機器等(以下「省エネ設備」という。)の設置(施工を含む。以下同じ。)をする事業。ただし、省エネ設備は、未使用品又は新たに施工したものに限るものとし、リースによる省エネ設備の設置は、補助対象事業としない。
 - (2) ZEH建築等事業 補助対象者が、市内においてネット・ゼロ・エネルギーハウス(外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備又はシステムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ以下とすることを目指した住宅をいう。以下「ZEH」という。)の新築、ZEHである新築住宅の購入又

は既存建築物のZEHへの改修を行う事業

(3) 電気自動車等購入事業 補助対象者が、自己の用のために、電気自動車(電気によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車のうち同法第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を初めて受けたものをいう。以下同じ。)のうち四輪以上のものをいう。以下同じ。)又はプラグインハイブリッド車(エネルギー回生機能を有し、かつ、外部からの充電が可能である検査済自動車のうち四輪以上のものをいう。以下同じ。)を購入する事業

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の種別ごとに、当該各号に定める経費とする。
 - (1) 省エネ設備設置事業 省エネ設備ごとに別表に掲げる経費
 - (2) ZEH建築等事業 高遮熱外皮、空調設備、給湯設備、省エネルギー設備、創エネル ギーシステム又はエネルギー測定装置に係る購入、設置又は工事に要する経費
 - (3) 電気自動車等購入事業 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の車両本体の購入に要する経費

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業ごとに、当該各号に定める額とする。
 - (1) 省エネ設備設置事業 設置した省エネ設備ごとに別表に掲げる額の合計額
 - (2) ZEH建築等事業 200.000円
 - (3) 電気自動車等購入事業 50.000円
- 2 省エネ設備設置事業を実施する場合において、設置した省エネ設備ごとの別表に定める 補助対象経費の実支出額が、同表に規定する省エネ設備ごとの補助金の額に達しなかった ときは、当該省エネ設備に係る補助金は交付しない。
- 3 ZEH建築等事業又は電気自動車等購入事業を実施する場合において、補助対象事業ご との補助対象経費の実支出額が、第1項に規定する補助金の額に達しなかったときは、補 助金は交付しない。
- 4 省エネ設備設置事業に係る補助金及びZEH建築等事業に係る補助金は、同一の住宅に対して併給しないものとする。
- 5 同一の補助対象事業(省エネ設備設置事業にあっては、同一の省エネ設備)に対する補助金の交付は1回限りとする。

(交付申請書の様式等)

- 第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、ゼロカーボン推進補助金交付申請書(様式第 1号)のとおりとする。
- 2 規則第6条第2項第3号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業に係る施工業者、納品業者等との契約書の写し
 - (2) 省エネ設備、ZEH、電気自動車又はプラグインハイブリッド車(以下「省エネ設備等」という。)のカタログ等又はその写し
 - (3) 省エネ設備のうち高遮熱塗装にあっては、使用する塗料の日射反射率が記載されている書類
 - (4) ZEHにあっては、BELS評価書(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号)第24条第2項に規定する登録建築物エネルギー評価機関が作成した評価書をいう。)の写し
- 3 補助対象者は、市長が要件の確認するために税情報の閲覧その他必要な調査を行うこと に同意しなければならない。
- 4 補助対象者は、補助金の交付の申請の際に市外に住所があるときは、第11条に規定する実績報告書の提出時までに転入し、市の住民基本台帳に記録されることを誓約しなければならない。

(補助金の交付の条件)

- 第7条 規則第8条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 省エネ設備等は、減価償却資産の耐用年数等に関する法令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間処分しないこと。
 - (2) 補助対象事業の終了後5年の間において、市長から省エネ設備等の稼働の状況等について報告を求められたときは、これに応じること。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

(不交付決定通知書の様式等)

第9条 規則第9条第2項の規定による通知は、ゼロカーボン推進補助金不交付決定通知書 (様式第3号)により行うものとする。

(変更等承認申請書の様式等)

- 第10条 規則第11条第1項の申請書の様式は、ゼロカーボン推進補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)のとおりとする。
- 2 規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、 ゼロカーボン推進補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第5号)により、前項に規定 する申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

- 第11条 規則第13条の報告書の様式は、ゼロカーボン推進補助金実績報告書(様式第6号)のとおりとする。
- 2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
 - (2) 省エネ設備等の引渡後の写真
 - (3) 省エネ設備等の引渡日、電気自動車等購入事業にあっては購入日が確認できる書類 の写し(電気自動車及びプラグインハイブリッド車は自動車検査証の写しに限る。) (補助金の額の確定)
- 第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、ゼロカーボン推進補助金額 確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付の請求)

- 第13条 申請者は、前条に規定する額の確定の通知を受けたときは、ゼロカーボン推進補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第14条 規則第17条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ゼロカーボン推進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(財産処分の制限の期間)

第15条 規則第19条に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する 法令で定める期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第20条の規定により整備した書類及び帳簿等の保存期間は、補助対象事業の 完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の廃止)
- 2 久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱(平成27年久喜市告示第104 号)は、廃止する。

(久喜市電気自動車等購入費補助金交付要綱の廃止)

3 久喜市電気自動車等購入費補助金交付要綱(令和元年久喜市告示第14号)は、廃止する。

(久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この告示の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱(以下「旧設置補助要綱」という。)の規定により交付決定をした補助金については、旧設置補助要綱第10条から第15条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

(久喜市電気自動車等購入費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この告示の施行前に、附則第3項の規定による廃止前の久喜市電気自動車等購入費補助金交付要綱(以下「旧購入補助要綱」という。)の規定により交付決定をした補助金については、旧購入補助要綱第13条から第15条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(令和5年6月12日告示第270号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

機器等	機器等の説明	補助対象経費	補助金の額
			(円)
住宅用太陽	太陽光を太陽電池を用いて	太陽電池モジュール、架台 パワ	60,000
光発電シス	直接的に電力に変換する機	ーコンディショナその他附属機	
テム	器で、住宅の屋根又は屋上へ	器(接続箱、直流側開閉器、交流	
	の設置に適した形状をして	側開閉器等)の購入及び設置に要	
	いるもの	する経費(配線又は配線器具の購	
		入、電気工事、足場経費等を含	
		む。)	

		W. 14. BB - 24. BB	
		集熱器、貯湯ユニット、架台、蓄	15,000
システム		熱槽、配管(補助熱源装置入口ま 	
	と貯湯槽が一体型のもの又	で)、配線・配線器具その他附帯	
	は太陽熱を集熱器に集めて	機器の購入及び設置に要する費	
	給湯や空調に利用する機器	用	
	で、集熱器及び蓄熱槽が独立		
	して設置され、動力を用いて		
	水又は熱媒を強制循環させ		
	るもの		
家庭用燃料	ガス等から燃料となる水素	燃料電池ユニット、貯湯ユニッ	40,000
電池コージ	を取り出して空気中の酸素	ト、附属品、配線、配線器具、配	
ェネレーシ	と反応させて発電し、発電時	管及び配管器具の購入及び設置	
ョンシステ	の排熱を給湯等に利用する	に要する経費	
ム (エネファ	機器		
ーム)			
自然冷媒ヒ	自然冷媒を使用する空気熱	ヒートポンプユニット、貯湯ユニ	20,000
ートポンプ	源方式のヒートポンプ式給	ット、附属品、配線、配線器具、	
給湯器 (エコ	湯機	配管、配管器具の購入設置に要す	
キュート)		る経費	
潜熱回収型	潜熱を回収するための熱交	 貯湯ユニット、附属品、配線、配	10,000
ガス給湯器	換器を備えている給湯器及	線器具、配管、配管器具の購入及	
及びハイブ	びこれとヒートポンプ式を	び設置に要する経費	
リッド給湯	組み合わせた給湯器		
器 (エコジョ			
ーズ等)			
定置型リチ	再生可能エネルギーにより	 蓄電池部、電力変換装置(インバ	65,000
ウムイオン	 発電した電力又は夜間電力	ータ、コンバータ、パワーコンデ	
蓄電池	 を繰り返し蓄え、活用するこ	 イショナ等をいう。)、配線、配	
	とができる機器	線器具その他附属機器の購入及	
		び設置に要する経費	
家庭用エネ	他の省エネ設備、家電等をネ	データ集約機器(測定結果を集約	5,000

	1		1
ルギー管理	ットワーク化し、エネルギー	し、記録に係るサーバ等の装置等	
システム	使用量を管理し、制御できる	をいう。)、通信機器(通信アダ	
(HEMS)	機器	プタを含む。)、制御装置、モニ	
		ター装置、計測機器(電力使用量	
		の計測に係る電力量センサ、電流	
		計、タップ型電力計等をいう。)	
		その他のHEMSの機器の購入、セ	
		ットアップ及び設置に要する経	
		費	
電気自動車	電気自動車又はプラグイン	電力受給電設備、配線、配線器具	50,000
等充給電設	ハイブリッド車に搭載され	その他附属機器の購入及び設置	
備(V2H)	た蓄電池と宅内の分電盤を	に要する経費	
	接続することで、電気自動車		
	又はプラグインハイブリッ		
	ド車と住宅とで電気を融通		
	し合うことができる機器		
高遮熱塗装	太陽の光や熱の一部を強く	塗料、屋根又は屋上面の塗装及び	400
	反射させ、屋内への熱侵入を	これに付随する屋根又は屋上面	
	抑制する効果が高い塗料に	の洗浄に要する経費(足場、養生	
	より、既存建築物の屋根又は	等の仮設工事費を含む。)	
	屋上に行う塗装		

備考 高遮熱塗装の補助金の額は、屋根面又は屋上面への塗装面積1平方メートル当たりの単価とし、上限を20,000円とする。